

2023年3月10日
日本保険学会関東部会
報告レジュメ

ドイツにおけるD & O保険の進化と展望 ～純粋財産損害の概念を中心として～

慶應義塾大学商学部講師・内藤和美

(kazu-nai@keio.jp)

I. はじめに

- 「純粋経済損害」とは
 - ✓ Economic loss : 身体障害または財物損壊に起因する金銭的損失
 - ✓ Pure economic loss : 身体障害または財物損壊に起因しない金銭的損失
 - ✓ Consequential loss : Economic lossを意味する文脈で使用
 - ✓ Financial loss : 保険者が、Pure economic lossを意味する文脈で使用
- 英国の不法行為法では、Financial lossに対する賠償責任に関して以下の2つの状況を区別。
 - ✓ 他人の身体障害または財物損壊（physical injury or damage）が存在する状況
 - ✓ 他人の身体障害または財物損壊が存在しない状況
- Financial lossは、上記のうち2番目の状況においてのみ存在すると保険者により理解されている。
- もっとも、Pure economic loss or Financial lossに対する賠償責任や、同賠償責任に関する保険カバーの提供は、法域（コモンロー or 大陸法）や国によって異なっている。
 - わが国のCGL保険（企業総合賠償責任保険）は、英米の同保険を模範としていることから、これに倣って「身体障害または財物損壊」をトリガーにした可能性がある。
 - ドイツにおける「（純粋）財産損害」は、「純粋経済損害」に相当する概念。

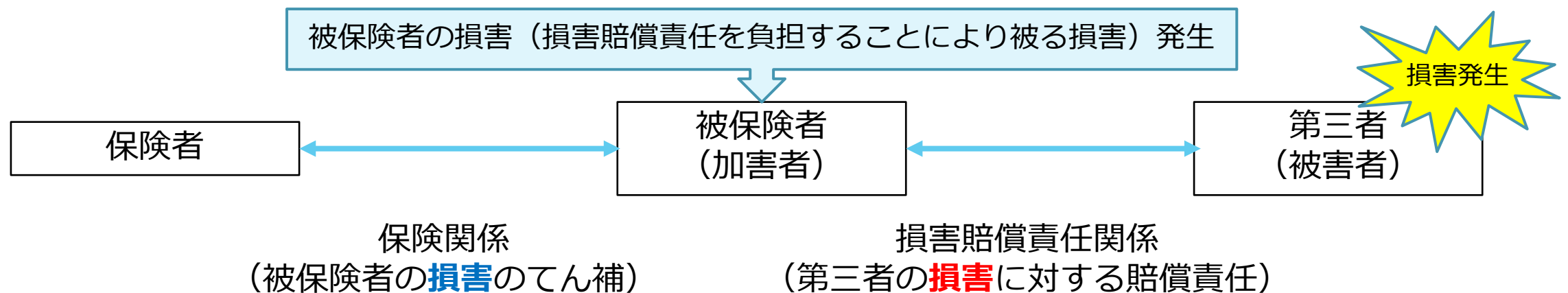
- 本報告における「損害」について

- “Third party not first party loss”

「純粋経済損害」における「損害」は、第三者（Third party）の損害であり、被保険者自身（First party）の損害ではない。

- 賠償責任保険における2つの「損害」

賠償責任保険では、第三者（被害者）と被保険者（加害者）との間の損害賠償責任関係と、保険者と被保険者との間の保険関係が並存している。ここから、2つの「損害」が見出される。



Ⅱ. ドイツにおけるD & O保険の進化

- ドイツにおけるD & O保険市場の概況
- ドイツでは今や、「D & O保険（D&O-Versicherung）は経営者の賠償責任（Managerhaftung）に対する標準的な保険（Standardversicherung）になっている」とされる。
- ドイツの株式会社の約95%、全てのDAX（ドイツ株価指数）企業がD & O保険に加入している。
- D & O保険に関する理論面での研究は進化し、判例の蓄積は法的安定性を高めることに寄与しつつある。また、実務面ではD & O保険商品は多様化しかつ「個別化の度合い」が高まっている。
- 現在では、「100種類以上のD & O保険が、ドイツ国内でまたはドイツのリスクに対して提供されている」と推定される。
- ドイツ保険協会（GDV）は、1997年に拘束力のない模範約款を初めて公表して以降、改定を重ねている（最新版は、2020年5月版）。また、D & O保険に関する統計を公表している。

【GDVによるD & O保険統計】

- GDVは、2017年～2021年までの統計参加会員会社（31社）のD & O保険に関する統計数値を公表。概要は以下のとおり。
- ✓ D & O保険の損害率は、2017年、2018年および2020年は約73%～99%であり、通常の市場コストを勘案するとこれらの年には損失を出したが、2019年（約56%）と2021年（約41%）は利益を出した。
- ✓ 2021年度の総収入保険料は4億100万ユーロで、支払保険金総額は1億8,600万ユーロであった。 保険料収入は増大傾向にあり、2021年は前年比約21%増大した（支払保険金は同じく約2%増）。
- ✓ D & O保険における保険会社への請求件数は近年減少しているが、請求額は平均して著しく高額化している（特に、倒産後に経営者は非常に高額な損害賠償請求に直面している）。
- ✓ 高額かつ長期に渡る訴訟では、請求の大部分が不当である（根拠がない）ことが判明（調査した倒産の3分の1では、経営者は全く責任を負う必要がなく、請求額を全額支払わなければならないケースは1つもなかった）。



- D & O保険の法的許容性
- D & O保険の法的許容性について、過去には疑問視されることもあったが、「ドイツ・コーポレートガバナンス・コード（Deutscher Corporate Governance Kodex, DCGK）」および株式法における自己保有（Selbstbehalt）の規定を通して、企業が機関構成員である取締役や監査役会のためにD & O保険を締結することが、法的に許容されることとなった。
 - DCGKは、ドイツの株式会社における企業経営と監視に関する行動基準である。2002年の初版～3.8条において機関構成員の責任とD & O保険の自己保有について規定されていたが2019年版からはD & O保険に関する規定は削除されている。
 - 2009年の「取締役の報酬の適切性に関する法律（VorstAG）」により株式法が改正され、株式法93条2項3文（取締役を被保険者とするD & O保険において一定額の自己保有を義務付け）が新たに規定された。
- VorstAGの法的理由書では、「新規制はD & O保険契約の法的許容性を前提とし、DCGK 3.8条の勧告規定に沿ったものである」と記載されている。

■ D & O 保険約款の進化

- D & O 保険は、保険会社間の競争激化の影響により、保険料はほぼ毎年下落し、また、保険約款の内容も被保険者に有利になるように進化してきた。
- 保険事故（請求事故）が発生した場合のみならず、保険事故を回避するための事前の保険保護が提供されるようになっている。賠償責任補償に加えて、幅広い権利保護の補償（刑事、行政、秩序違反等の手続を含む）が提供されている。
- D & O 保険は今や「法律上の賠償請求に対するオールリスク型の財産損害賠償責任保険（All-Risk-Vermögensschäden-Haftpflichtversicherung）へと変異した」という見方もある。
- あらゆる市場セグメント（大企業、中小企業、非営利団体、財団法人、協同組合、貯蓄銀行など）について、一般論として保険約款の実情を適切に述べることはほぼ不可能。
- GDVの模範約款については、最近の改定を通してより実務に即した内容になってきたが、依然として実務を現実的に忠実に反映できていないとの指摘がある。

Ⅲ. D & O 保険における純粹財産損害の概念

- D & O 保険の正式名称
- ドイツ保険協会（GDV）が作成・公表している D & O 保険の模範約款（2020年5月現在）によれば、D & O 保険の正式名称は以下のとおり。

「監査役会、取締役および業務執行者の財産損害賠償責任保険普通保険約款」
Allgemeine Versicherungsbedingungen für die Vermögensschaden-Haftpflichtversicherung von Aufsichtsräten, Vorständen und Geschäftsführern（AVB D&O）
- D & O 保険は、“Vermögensschaden-Haftpflichtversicherung”（財産損害賠償責任保険）の1つである。
- D & O 保険以外の財産損害賠償責任保険の例として、専門職業人（弁護士、会計士、税理士、公証人、保険仲介者など）向けの賠償責任保険やサイバー保険が挙げられる。

- D & O保険における財産損害の意義
- D & O保険によって保険保護（保険カバー）を受けるためには、被保険者に対して損害賠償請求が提起されるだけではなく、正確には「補償されるべき損害は財産損害でなければならない」とされる。
- GDVのAVB D&OのパートA（保険カバーの形態に関する規定）のA - 1は、D & O保険の「保険カバー、被保険者、財産損害」を以下のとおり規定する。
 - 保険契約者またはその子会社の現在もしくは過去の監査役会構成員、取締役構成員または業務執行者（被保険者）が、その業務の遂行中に侵した義務違反を理由に、法律上の責任規定に基づき、財産損害に対して損害賠償を請求される場合に、保険会社は保険カバーを提供する。財産損害は、人的損害（人の死亡、身体傷害または健康被害）でなく、物的損害（物の毀損、腐敗、破壊または紛失）でなく、そのような損害から生ずる損害でもない。金銭および金銭的価値のある証券（Zeichen）も物とみなす。
 - AVB D&Oは、取締役等の内部責任（会社に対する責任）と外部責任（第三者に対する責任）を区別していない（損害事故の約80%は内部責任に関するものであるとの推定がある）。

- D & O 保険における財産損害の意義（続）

- D & O 保険における財産損害の意義は、保険契約上の財産損害の定義から明らかにされる。

- 民法典（BGB）249条等における損害賠償法上の財産損害概念よりも狭く解される。

- 保険契約上の定義では、財産損害とは「人的損害でも、物的損害でも、人的損害または物的損害の結果損害（Folgeschaden）でもない損害」をいう。

- 人的損害、物的損害および（人的損害または物的損害の）結果損害は、「非財産損害」（Nichtvermögenssächden）に位置付けられる。

- 「非財産損害」とは、人的損害または物的損害と相当因果関係がある損害と解される。

- 賠償責任保険では一般的に、「非財産損害」と「純粋財産損害」は区別されている。

D & O 保険は「純粋財産損害」の賠償責任保険あり、非財産損害は、企業賠償責任保険や生産物賠償責任保険等によってカバーされる。

■ 人的損害および物的損害の意義

賠償責任保険普通保険約款（AHB）における人的損害および物的損害の意義は以下のとおり。AHBでは、純粹財産損害は、当該損害を理由とする損害賠償請求の根拠や程度の評価が困難であるために除外されている。

□ 人的損害（Personenschaden）

他人の身体的・精神的な健康被害や健康侵害または死亡（胎児の生命を含む）である。

- 全ての身体的損害に加え、原則として精神的な健康被害も含まれる。ただし、一般的な人格権の侵害は身体的・精神的な人的損害の発生に関わらず生じる可能性があり、人的損害に含まれない。

□ 物的損害（Sachschaden）

物体のそれまでの状態が損なわれ、それによりその実用性が制限される方法で物的実体が影響を受けることである。判例によれば、物的実体への影響により、対象物が破壊されたり、毀損したり、その使用可能性や利用可能性が損なわれる場合に、物的損害が想定される。

- 単なる価値減少の危険だけでは物的損害とはいえない。なお、物的損害と財産損害の区別が問題になる場合がある（例えば、電子データ喪失による損害）。

【物的損害と財産損害の区別が問題になるケース】

- 電子データなどのソフトウェアの喪失、毀損または破壊による損害、すなわち、それ自体が無体物である情報の毀損を、物的損害と見なすのか否かは議論がある。
 - 電子データの「物」としての性質を否定するのが通説。
 - 判例に基づき、電子データは民法典90条の物的概念が適用されないため「物」としての性質は否定される。一方、電子データが格納されている物理的状態としてのデータ記録媒体は「物」と解されている。
 - データとデータ記録媒体は1つの物理的単位を形成することから、データ記録媒体の損傷の結果、データ記録媒体に保存されたデータが損傷、破壊、喪失した場合には物的損害が認められるとする一方、データ記録媒体に損傷がなく、純然たるデータの喪失等の場合には物的損害は発生していないと解されている。こうした見解は、物的損害の発生をトリガーとしないサイバー保険との有用な区別を提供するものとして、支持されている。

- D & O 保険における「非財産損害」の保険カバー

- 権利保護 (Rechtsschutz) は、非財産損害に基づく賠償請求について、通常限定的に提供される。

- 役員（被保険者）の差別による従業員の精神的な損害（精神的苦痛または感情的苦痛）は、役員の義務違反に関連して請求される場合に、雇用慣行賠償責任請求としてカバーされる。

- 企業（保険契約者）が人的損害または物的損害による賠償責任を第三者から請求され、その後、被保険者が内部責任の方法で償還請求された場合は、以下のように区別される。
 - 被保険者が第三者の人的損害または物的損害の原因として寄与していた（因果関係がある）とされた場合、内部責任請求は非財産損害に対する賠償請求であり保険でカバーされない。
 - 被保険者が、人的損害または物的損害の原因ではなく、リスクへの備えが不十分であったことや損害の管理に不備があったことについての義務違反による責任を追及された場合、純粹財産損害に対する賠償請求となるため（除外されない限り）保険でカバーされる。

- 役員が、リスクの備えへの不十分さや損害管理の欠陥による義務違反を問われるケースとして、企業が環境損害（人的損害または物的損害を伴うもの）による責任を追及され、その損害について役員に対して内部責任を追及するケースが考えられる。

- リスクへの備えのうち、役員が会社のために保険契約を締結していなかったために、発生した人的損害や物的損害が保険会社によって補償されないことに基づき、内部責任による損害賠償を追及される可能性がある。

- 特にサイバーリスク（Cyber-Risiken）は、役員が（機関構成員として）資産管理義務や資産保全義務に基づいて対処しなければならない問題であり、サイバー保険への加入は企業のリスクマネジメントの一環としてますます重要になる。
 - 取締役および監査役会のサイバー関連の義務は、株式法93条および116条の一般的な責任規範とそこから派生する法的・組織的義務を根拠とする。また、株式法91条2項に基づく取締役のリスク管理義務、上場株式会社の場合にはDCGKの規定も法的根拠となる。

【取締役・監査役会のサイバー関連義務の法的根拠（例）】

- 株式法93条2項1文：取締役は、その義務（慎重かつ誠実な業務指揮者の注意を持って業務を遂行する義務）に違反した場合、会社に対して、そこから生じた損害を連帯債務者として賠償する義務を負う。
- 株式法116条1文：監査役会構成員の注意義務および責任については93条を準用する（ただし、同条2項3文および破産法15条bを除く）。
- 株式法91条2項：取締役は、会社の存続を危うくするような動向が早期に認識されるよう、適切な措置を取らなければならない、とりわけ監視システムを構築しなければならない。
- DCGK（上場株式会社の場合）
 - 原則4（適切かつ有効な内部統制システムとリスク管理システム）、原則5（コンプライアンスおよびコンプライアンス管理システム）、原則16（取締役の、会社のリスク状況、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する定期的な監査役会への情報提供）

■ サイバーリスクの保険加入と経営者の責任

□ 一般的に、企業がサイバーリスクの保険に加入する法的義務はない。

➤ ただし、個別のケースでは（例えば、企業の財務力が限られておりサイバー損害の現実化により企業の存続が脅かされる可能性があるような場合）、同保険に加入する義務が生じる可能性がある。

□ 企業がサイバーリスクの保険に加入しておらず、仮に同保険に加入していたならばカバーされたであろう損害を被った場合に、取締役や業務執行者が内部責任を追及される可能性があるか否かは問題となる。

➤ 財務的に強力でグローバルな地位を有する大企業であっても、サイバー保険加入のメリットとデメリットを（十分に）考慮しないまま保険に加入せず、その後損害を被った場合には、取締役や業務執行者は義務違反の責任を問われる可能性がある。

➤ 「取締役は、サイバーリスク管理の一貫として、サイバー保険の加入を常に検討するべきである」との主張がある。

【サイバーリスクとD & O保険】

- D & O保険は純粋財産損害を補償する保険であるが、一般に、サイバーリスクに関する除外規定は置かれていない（AVB D & Oにもサイバーリスクに関する除外規定はない）。

- サイバーインシデントにより会社が損害を被った場合、取締役または業務執行者は会社法の規定（株式法93条2項または有限会社法43条2項）に基づいて、会社から内部責任を追及される可能性がある。
 - 例えば、業務執行者がGDPRのデータ保護規定の違反に違反することにより適法性の義務（Legitimitätspflicht）の違反を追及される可能性や、取締役がサイバーインシデントに関して慎重な企業経営者としての義務（Pflicht zur sorgfältigen Unternehmensleitung）違反の責任を問われる可能性がある。
 - D & O保険によりサイバーリスクに起因する損害がてん補される可能性がある（いわゆる「サイレント・サイバーのリスク」）

- D & O保険における「純粋財産損害」概念の拡張
- D & O保険において、純粋財産損害概念の拡張、または、特定の非財産損害を理由とする賠償請求への保険カバーの拡大の可能性がある。
 - 例えば、第三者に人的損害・物的損害が発生した場合に第三者の損害の賠償ではなく、会社に生じた自己損害（売上高や利益の喪失）への保険カバーや、会社の投資価値の損失に反映される人的損害・物的損害に対する保険カバー
- 法的状況によっては、（保険会社の意図に関わらず）人的損害や物的損害が、最終的にはD & O保険のような純粋財産損害賠償責任保険による保険カバーの対象となる可能性がある。
- 純粋財産損害の拡張例として、役員は、企業の環境リスクやサイバーリスク等のリスク管理（適切な保険加入の検討を含む）を怠った場合に、義務違反による内部責任の追及を受ける可能性があり、（除外されていない場合）D & O保険によりカバーされる可能性がある。
 - 新たなリスク・エクスポージャーとしてESG分野での賠償責任リスクの増大が予想される。

【D & O保険の新たなリスク・エクスポージャ】



- D & O保険分野における新たなリスク・エクスポージャとして注目を集めているのが、ESGあるいはサステナビリティ関連の賠償請求の増大による役員のパ賠償責任リスク・エクスポージャである。
- ✓ ESG分野での賠償責任リスクの増大により、D & O損害が「新たな高みへと押し上げられる可能性」があり、D & O保険の収益性を悪化させる懸念がある。
- ✓ ESG関連の法規制違反に起因する請求（主に防御費用）、気候変動の影響評価や緩和への対応を怠った取締役の注意義務違反を主張する請求、グリーンウォッシュに対する株主による請求など。
- ✓ 投資家は、サイバーセキュリティのリスク管理を企業の取締役会のリスク監視責任（risk oversight responsibilities）の重要な要素と見なすようになってきている。サイバーリスクから企業を守るための適切なコーポレートガバナンスが確立していないことを理由に、取締役の責任が問われるケースがある。
- ✓ 「ESG関連問題による規制措置は、取締役にとって大きな懸念事項である。規制違反は、条件次第ではD & O保険のトリガーとなりうる」、「刑事上の罰金や科料は保険の対象外であるが、当該行為が成立するまでの防御費用は保険によりカバーすることができる」。

IV. D & O 保険約款の展望

- ◆ ドイツでは、役員のパ賠償責任リスクの増大に伴う D & O 保険へのニーズの高まりから、被保険者にとって有利な条件で、保険約款の整備が行われてきた。その結果、補償の範囲は拡大し、その内容はよりカスタマイズされたものへと進化してきた。
- ◆ 保険カバーは充実する一方、保険料水準は低下し、かつ、損害は強度と発生頻度の両面で増大する傾向にある。「ドイツは、欧州で圧倒的に大きな損害エクスポージャを抱えている」との指摘もある。
- ◆ 特に、純粋財産損害概念の拡張により保険カバーは一層拡大する可能性がある。保険者は新たなリスクエクスポージャも踏まえて、保険約款における純粋財産損害の定義の明確化を図っていくことが益々重要となるであろう。
- ◆ マーケティング主導ではなく、D & O 保険本来の役割と最適なニーズに基づく保険カバーの提供という点を改めて認識し、D & O 保険を健全に発展させていくことが求められている。

V. 結びにかえて

- わが国のD & O保険に関する法的規定
- 令和元年改正会社法は、D & O保険（役員等賠償責任保険契約）を以下の通り規定した。

<第430条の3>

株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第3項のただし書きにおいて「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

- 法務省令で定めるものとは、いわゆる生産物賠償責任保険（P L 保険）、企業総合賠償責任保険（C G L 保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約、とされる。
- 会社法制（企業統治等関係）部会資料24によれば、D & O保険に関する規律の適用範囲について「…いわゆるD & O保険のように、例えば、取締役会による業務執行の決定のような、役員等としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことによって第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによって役員等に損害が生じるような場合を想定して加入する保険…」と、説明される。下線部分が純粹財産損害を示していると考えられる。

- わが国のD & O保険約款の規定
- わが国におけるD & O保険約款の例として、以下のとおり規定されている。

<会社役員賠償責任保険普通保険約款>

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- 純粹財産損害に関する直接的な規定は見られないものの、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされる場合にのみ、保険保護が提供されるという「業務性要件」が定められている。
- 実務上、D & O保険は役員を経営判断のリスクを主に補償する保険であり、「身体障害や財物損壊といったいわゆる『対人・対物事故』は一般賠償責任保険で補償するという整理は明確にしている」とされる。
- 免責事由として、「身体の障害・精神的苦痛」、「財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含む）、「口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害」についての損害賠償請求は保険カバーの対象外とされる。なお、特約により補償対象とすることができるもの（例えば、身体障害・財物損壊の損害について、争訟費用のみ担保）がある。

- わが国のD & O保険における「純粋財産損害」の概念
- わが国のD & O保険に関する会社法上の規定およびD & O保険約款では、ドイツとは異なり純粋財産損害の概念について直接的に規定していない。
- 会社法上は、役員等の職務執行の適正性の確保という観点から、適正性を損なうおそれがない一定範囲の保険（P L保険、C G L保険など）をD & O保険に関する規律の適用範囲から除外することで、D & O保険契約の射程範囲を定めているものと考えられる。
- D & O保険約款は、人的損害および物的損害についての損害賠償請求を免責とすることで、対人・対物事故（損害事故）をカバーする保険（一般賠償責任保険等）とは区別し、もって保険商品間の分野調整を図っているものと推測される。

- わが国のD & O保険における「純粋財産損害」概念の広がり
- D & O保険は、ガバナンス強化の流れの中で「役員個人の資産を守る保険」という役割に加え、会社の企業価値の向上をサポートする「会社のための保険」という役割も期待されており、保険カバーの拡大に対する期待も高まると思われる。
- 例えば、D & O保険の特約としてESG関連の新補償（気候変動を含む環境問題のほか、人権問題が発生した場合に、企業が負担する原因調査費用や再発防止費用を補償する費用カバー）※が提供されている。D & O保険が企業のESG経営を後押しする取組みといえる。

※同商品の開発者のお話では「米国を中心とした欧米諸国に比べて、比較的安定した国内のマーケットの現状を踏まえ、企業ニーズとの見合いから、このタイミングで、一定額に限定したうえで費用カバーに限り提供を開始するもの」とされる。

- D & O保険のカバー範囲とD & O保険以外の賠償責任保険のカバー範囲を明確に区別することが一層重要であろう。その際、D & O保険が「純粋財産損害」の賠償責任保険であることを改めて認識し、「純粋財産損害」概念を明確に示すことも有用であると考えられる。こうした観点から、ドイツのD & O保険における同概念を巡る議論の動向は、参考になるものと思われる。

【主な参考文献】

● 独語文献

- Achenbach, M., Die Cyber-Versicherung - Überblick und Analyse, *Versicherungsrecht*, Heft24/2017, S.1493-1500.
- Czeremuga, C., Es wird ungemütlich, *Versicherungswirtschaft*, März 2022.
- GDV, AVB D&O Musterbedingungen (Stand: Mai 2020) (file:///C:/Users/kazu-/Downloads/05-allgemeine-versicherungsbedingungen-fuer-die-vermoegenschaden-haftpflichtversicherung-von-aufsichtsraten-vorstaenden-und-geschaeftsfuehrern-avb-d-o--data%20(2).pdf)
- Günther, D., Datenträgerklauseln und Sachschaden, *Versicherungsrecht*, Heft4/2018, S.205-207.
- Ihlas, H., in: Langheid/Wandt, *Münchener Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz*, Band 2, München 2011.
- Langen, M. und Stier, D., in: Gabel/Heinrich/Kiefner, *Rechtshandbuch Cyber-Security : IT-Sicherheit, Datenschutz, Gesellschaftsrecht, Compliance, M&A, Versicherungen, Aufsichtsrecht, Arbeitsrecht, Litigation*, Frankfurt 2019.
- Lange, O., *D&O-Versicherung und Managerhaftung Handbuch*, 2. Aufl., München 2022.
- Olbrich, C., *Die D&O-Versicherung*, 2. Aufl., Karlsruhe 2007.
- Schimikowski, P., in: Rüffer/Halbach/Schimikowski, *Versicherungsvertragsgesetz*, Baden-Baden 2009.
- Schwienhorst, S., in: Looschelders/Pohlmann, *VVG-Kommentar*, 2. Aufl., Köln 2011.
- Voit, W., in: Prölss/Martin, *Versicherungsvertragsgesetz*, 31.Aufl., München 2021.

- 英語文献

- Allianz Global Corporate & Specialty, *Directors and officers (D&O) insurance insight 2023*, 2022.

(<https://www.agcs.allianz.com/content/dam/onemarketing/agcs/agcs/reports/agcs-directors-and-officers-insurance-insights-2023.pdf>)

- International Underwriting Association of London Ltd., *FINANCIAL LOSS. What is it, and when is it covered? - A report from a Working Party of the IUA's Liability Underwriters' Group in association with RPC*, London, 2012.

- 邦文文献

- 鈴木大貴「気候変動関連訴訟の動向と損害保険に対する影響－賠償責任リスクを中心に－」損保総研レポート140号29頁以下（損害保険事業総合研究所・研究部, 2022）。

- D & O保険実務研究会編『D & O保険の先端 I』（商事法務, 2017）。

- 東京海上火災保険(株)編『損害保険実務講座7 新種保険（上）』（有斐閣, 1989）。

- 東京海上日動火災保険(株)「会社役員賠償責任保険の約款（2022年1月1日以降始期用）」。

(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/pdf/yakuin_yakkan_20220101.pdf)

- 東京海上日動火災保険(株)プレスリリース（2023年1月20日付）「企業のESG経営の支援を開始～ESG体制評価、ESG体制強化支援、人権・環境問題に対応する原因調査費用・再発防止費用を提供～」

(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230120_01.pdf)

- 邦文文献（続き）
- 内藤和美「ドイツにおける会社役員のパ償責任およびD & O保険の沿革」損害保険研究72巻4号105頁以下（2011）。
- 内藤和美「ドイツにおけるサイバー保険」損害保険研究81巻4号153頁以下（2020）。
- 中出哲・嶋寺基編著『企業損害保険の理論と実務』（成文堂, 2021）。
- 法務省・委託調査『主要先進国における会社補償及びD & O保険の在り方に関する調査研究業務報告書』31頁以下〔伊藤雄司〕（商事法務研究会, 2019）。
- 法務省・会社法制（企業統治等関係）部会資料。
(https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00297.html)
- 牧真理子「ドイツD & O保険の自己保有規制」損害保険研究84巻3号49頁以下（2022）。
- 山越誠司『先端的賠償責任保険－ファイナンシャル・ラインの機能と役割』（保険毎日新聞社, 2022）。
- 山下友信編著『逐条D & O保険約款』15頁以下〔洲崎博史〕（商事法務, 2005）。
- 吉澤卓哉監著『新・賠償責任保険の解説 第2版』（保険毎日新聞社, 2020）。

ご清聴ありがとうございました。